

春日部市からのお知らせ



1 認可地縁団体

認可地縁団体とは、町または字の区域、その他市町村内の一定の区域に住所を有する地縁に基づいた「個人」の集まりからなる団体で、「一定の条件を満たし市町村長の認可を受けて法人格を取得したもの」です。これまでの自治会には不可能な「自治会名での不動産登記・契約」等を行うことができる法的権利能力も認められています(平成3年自治法改正)。認可申請を検討される際には市民参加推進課にご相談ください。

■ 法人化のための一定の要件

- ①その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
- ②その自治会が相当の期間にわたって存続している区域の現況を以て、その区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
- ③その区域に住所を有する全ての「個人」が希望により条件無く構成員になることができるものとし、現に過半数以上の「個人」が構成員となっていること。
※これまでの自治会は「世帯」単位の会員ですが、認可地縁団体は「個人」単位の会員です。会議等の成立や議決等に関しても「個人」が単位となる案件(一部、世帯単位議決が可能な案件)があります。
- ④規約を定めていること。

■ 代表者変更時の届出について

代表者(氏名・住所)や事務所の所在(=代表者宅の場合)は告示項に該当するため、「**告示事項変更届出書**(次ページ)」の提出も必要で、この届出には総会資料等の挙証資料を添付して提出します。この届出は皆さんの戸籍等の届出同様に「事後速やかに自発的に」行われる性格のもので、行政の指示を待って行うものではありません。

- ▶新代表者名による届出書として作成し、押印は印鑑登録済の団体(自治会)印を使用。
- ▶「1 変更のあった事項・内容」は、新旧の代表者氏名と住所、主たる事務所を会長宅としている場合は、新旧の事務所所在住所を記載します。(規約で集会所等の住所地を所在地としている場合は不要です。)
- ▶前述部に関して、「認可地縁団体印鑑登録」をしている団体の場合は、新代表者氏名に生年月日を書き加えてください。(代表者の生年月日が印鑑登録原票記載事項に含まれて、職権修正時に必要なためです)
- ▶「変更年月日」は議決された総会等の期日、「変更理由」は代表者交代・附随しての事務所所在の変更等とします。

お勧め

連合会ホームページ(32 ページ)の「様式集ダウンロード」のアイコンから各種書類様式も含まれる「認可地縁団体設立の手引」を閲覧印刷することができます。

春日部市長 あて

地縁による団体の名称
及び事務所の所在地
名 称
所在地

代表者の氏名及び住所
住 所
氏 名

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

2 変更の年月日

3 変更の理由

認可地縁団体一覧

認可順に掲載

NO	認可地縁団体名	認可年月日
1	本田上自治会	平成4年3月24日
2	東急武里自治会	平成5年2月16日
3	内谷町会	平成5年10月14日
4	高野台自治会	平成6年6月8日
5	東町町会	平成7年6月6日
6	六軒地区自治会	平成8年6月3日
7	本田下自治会	平成8年8月28日
8	新川島自治会	平成11年4月15日
9	塚内地区自治会	平成11年8月10日
10	藤ヶ丘自治会	平成12年6月20日
11	東急南桜井自治会	平成12年8月2日
12	正風タウン自治会	平成12年11月27日
13	下吉妻区	平成13年2月2日
14	中央二丁目町会	平成14年2月21日
15	春日部市内出町会	平成15年12月4日
16	上吉妻区	平成16年3月1日
17	大池町会	平成17年2月1日
18	新生五区自治会	平成17年6月8日
19	豊野町自治会	平成17年6月13日
20	小淵本村地区	平成17年10月27日
21	大枝地区自治会	平成17年12月27日
22	道口蛭田地区自治会	平成18年9月27日
23	永沼区	平成19年10月17日
24	仲町町内会	平成20年3月21日
25	木崎区	平成21年3月31日
26	小平区	平成21年6月1日
27	倉常区	平成22年6月18日
28	櫛区	平成22年6月23日
29	下大増自治会	平成23年8月31日
30	大畑自治会	平成23年8月31日
31	東中野区	平成24年5月24日
32	西親野井区	平成25年2月5日
33	米島駅南地区	平成25年5月17日
34	旭町町内会	平成25年5月28日
35	立沼町会	令和3年5月27日

2 自治会活動と 個人情報保護

平成29年5月30日施行の改正個人情報保護法で、全事業者に個人情報保護法が適用されました。自治会名簿も該当するのでホームページ上での扱いも含め、以下の点のほか、連合会の例や次ページQ&Aを参考に、取扱いに十分注意してください。

- (1) 個人情報を取得する時は、利用目的を本人に伝える。
- (2) 個人情報を利用する時は、利用目的以外のことには使用しない。
- (3) 個人情報を第三者に提供する時は、本人の同意を得る。
- (4) 個人情報を保管する時は、安全に管理する。

春日部市自治会連合会名簿の取り扱いについて

1. 趣旨

連合会会員の私的な立場に留意し個人情報を保護するため、春日部市自治会連合会名簿の取り扱いについて定める。

2. 提供できる範囲

(1) 事務局は、次に掲げる場合に限り「自治会名、自治会長氏名・住所及び電話番号」を提供できるものとする。

- ① 春日部市自治会連合会会員に対して提供するとき
- ② 行政及び公共的団体に対して提供するとき
- ③ 行政又は公共的団体が委託する外郭団体に対して提供するとき
- ④ その他自治会連合会会長が必要と認めるものに対して提供するとき

(2) 事務局は、次の場合に限り「各地区のみの自治会名、自治会長氏名・住所及び電話番号」を提供できるものとする。

- ① 自治会への加入を希望する者に対して提供するとき
- ② 自治会内において工事を行なう予定のあるもの(工事等の許認可を受けているものに限る。)に対して提供するとき
- ③ その他各自治会長が必要と認めるものに対して提供するとき

(3) 事務局は、次の場合に限り「各地区のみの自治会名及び自治会長氏名」を提供できるものとする。

- ① 市民、市内の事業所代表者等に対して提供するとき
- ② その他自治会長が必要と認めるものに対して提供するとき

3. その他

この取り扱いについては、平成16年4月1日より適用する。

Q & A (国や自治体のホームページより抜粋)

1. 個人情報保護法の改正で一層個人情報の収集が厳しくなると感じている。個人情報の提供に協力を求める際、どのように説明をすればよいか。

使用目的を明確にするとともに、これまでも各自治会で行っていただいている個人情報の管理にかかる安全管理対策(鍵のかかるところに保管している等)により適正に管理されていることをご説明いただき、名簿提供者に個人情報の収集についてご理解を得られるように進めていくことが大切です。

2. これまでの取扱い方法で収集した個人情報を会員名簿として配付するときは？

国のQ&Aでは、「以前に会員名簿を作成する際、その会員に対して『利用目的』を伝え、『第三者提供』について同意を得ていると思われまますので、その場合は改めて何か行う必要はありません。」とされています。

過去の状況から明らかに同意を得ていないと考えられる場合や、個人情報をもらったときの状況が不明で不安と考える場合は、配付についてあらためて同意を得る必要があります。同意を得る方法としては、例えば、自治会費徴収の際に、チェック欄を設け同意について確認したことの記録を残すといった対応が考えられます。

3. これまでに取得した要配慮個人情報は法改正に伴い、再度本人に確認するなど、手続きは発生するか。

国のQ&Aでは、「改正後の法施行前に適法に取得した個人情報が改正法施行後に要配慮個人情報に該当したとしても、改めて取得のための本人同意を得る必要はありません。」とされています(「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)(案)」に関する意見募集結果 No.436 より抜粋)。

4. 同意は口頭での確認でよいのか、書面等が必要なのか。

口頭で構いませんが、その場合、日時や相手方(本人、親権者等)等、記録を取っておくことを推奨します。また、本人の判断能力が不十分である場合は、親権者や法定代理人等から同意を得ることも差し支えありません。

5. イベント時に写真を撮っているが、どのようなことに注意すればよいか。



個人が特定できれば、写真や映像も個人情報にあたりますので、取扱いには一定の注意が必要です。イベント時に参加者の写真を撮る場合、イベント告知のちらしや当日の会場で、記録用や広報紙掲載のために写真を撮ること、不都合があれば事前に役員まで申し出ていただくことを周知するとよいでしょう。

6. 緊急時に、自治会で収集した名簿の情報を地域で活用することはできるのか。

法に基づき、大規模災害や事故等の緊急時など、人の生命、身体等の保護のために必要があり、本人の同意を得ることが困難なときは、地域で情報を共有し、安否確認や避難支援に活用することができます。

7 自治会町内会で、住宅地図(看板)を掲示しており、名前(苗字)が載っていますが、今後も掲示して問題ないですか？

名簿と同様の考えで、今までも掲示していることから、同意を取れていると考えられる場合には、改めての同意は不要です。ただし、新たにお引越されてきた世帯を載せる場合は、目的を明示し、掲示することの同意を得ることが望ましいと考えます。

個人情報の法律に関する問合せ窓口  個人情報保護委員会
個人情報保護法相談ダイヤル  03-6457-9849

受付時間午前9時30分～午後5時30分(土日祝日及び年末年始を除く)


個人情報保護委員会では、個人情報保護法の解釈や個人情報保護制度についての一般的な質問にお答えしたり、個人情報の取扱いに関する苦情を相手方に申し出たが、相手方の対応や回答内容をめぐり、争いが生じた場合に必要なあつせん等を行うため、電話による相談窓口を設置しています。

(相談窓口にてできること)

1. 個人情報保護法に関する一般的な質問への回答
2. 苦情の内容を所掌する他の相談窓口の紹介
3. 苦情の相手方事業者への苦情の内容の伝達(委員会が必要と認めた場合)
4. 個人情報保護法に定められた義務に反する行為があった場合の通報の受付
5. 個人情報の取扱いに係る苦情で解決しない場合の助言・あつせん

(委員会ホームページからの抜粋)

詳しくは、「個人情報保護委員会」のホームページを参照ください。

参照資料  連合会ホームページ、最初の画面(下方へ続いています)の中ほどにある「様式集ダウンロード」のアイコンから様式や資料の一覧へ展開します。この展開先の2番目の「自治会活動関係」の部分に委員会作成冊子「会員名簿を作る時の注意事項」が掲載されています。

3 市民活動総合 補償制度

安心して市民活動やボランティア活動を行えるように、活動中に起きた事故に対して、市が傷害事故や賠償責任事故を補償するものです。連合会に加盟する自治会については、事務局を通じて登録をしておりますので、単位自治会ごとの個別登録は不要です。

■ 対象となる活動

公益性のある無報酬(交通費等実費程度は報酬とみなしません)の以下のような活動で、事前準備や、往復途上の傷害事故も対象になります。また、熱中症、細菌性食中毒及びウイルス性食中毒等による事故も補償の対象となります。

市民活動の区分	具体例
1.地域社会活動	防犯活動、防火・防災活動、清掃活動、資源ゴミの回収、リサイクル運動、交通安全運動、地域保健衛生活動、募金活動、自治会活動、PTA活動等の活動及びこれらの準備活動
2.社会福祉・奉仕活動	社会福祉施設等への援護活動、高齢者・心身障がい者等への援護活動等の活動及びこれらのための準備活動
3.社会教育活動	スポーツ・レクリエーション活動や文化活動及びこれらのための準備活動。ただし、指導者等に限る。
4.青少年健全育成活動	ボーイ・ガールスカウト、地域青年会等の指導者育成活動、非行防止パトロール活動、子ども会活動など

■ 対象とならない活動

- ▶ 政治・宗教・営利を目的とするもの
- ▶ 職場や学校行事として行う活動
- ▶ スポーツ大会等の参加者の事故(指導者等は除く)
- ▶ 祭り等の単なる観覧者や物品購入目的の来場者、講演会などの単なる聴講者
- ▶ 自助的な活動、懇親・趣味等を目的とした活動
- ▶ 危険度の高い活動(スポーツや祭り等)

■ 補償の内容

(1) **賠償責任補償**・・・市民活動団体の指導者等が活動中に、管理監督の不手際や指導・誘導のミスなどによって参加者やその他の第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合にこの制度が適用されます。

区分	補償限度額	免責金額
身体賠償	1人につき5,000万円／1事故につき2億円	1事故につき1,000円
財物賠償	1事故につき500万円	1事故につき1,000円
保管物賠償	1事故につき300万円	1事故につき5,000円

(2) **傷害補償**・・・市民活動の参加者が活動中に急激かつ偶然な外来の事故でケガや死亡した場合に適用されます。

区分	傷害事故	熱中症、細菌性食中毒及びウイルス性食中毒
死亡補償	500万円	300万円
後遺障害補償	15万円～500万円	9万円～300万円
入院補償	1日 3,000円(事故の日から180日を限度)	
手術補償	手術の種類に応じて、入院補償日額の10倍、20倍又は40倍の額(事故の日から180日以内の手術)	
通院補償	1日 2,000円(事故の日から180日までの間で90日を限度)	

(3) **疾病補償**・・・市民活動の参加者が急性心疾患や急性脳疾患で死亡した場合に適用されます。補償金額は1人につき50万円です。

■ 事故が起きた場合

(1) **連絡・報告書**・・・活動中に万一事故が起ってしまった場合は、速やかに市民参加推進課（関係課で登録を行っている団体は関係課）に事故の連絡をするとともに、指定の事故報告書を提出してください。（32 ページの連合会ホームページ「様式集ダウンロード」からも「事故報告書」がダウンロードできます。）

(2) **判定**・・・市から保険会社に事故報告の手続きを取ります。その後市においてその事故が本制度の対象となるか否かを調査し、判定結果を通知します。

(3) **請求**・・・補償金の請求について、補償金請求書を市から送付しますので、それを市民参加推進課窓口まで提出してください。補償金は請求された方が指定する銀行口座に振り込まれます。

■ 市民活動総合補償制度 Q & A

Q: 活動場所と自宅との往復途上の事故は？

A: 活動内容が制度の対象であれば補償対象。ただし、自動車事故についての賠償責任補償は適用外（自動車保険の優先適用）。

Q: 交通費支給のボランティア活動は？

A: 補償対象。ただし、交通費以外に活動の対価として報酬が出ている場合は対象外。

Q: 盆踊大会や運動会等の地域活動は？

A: 運営するスタッフは補償対象。一般の参加者は対象外。

Q: スポーツ少年団の活動は？

A: 指導者は補償対象。団員は本来の活動（練習や試合）中は対象外だが、当該活動中に行う清掃活動等のボランティア中の事故は補償対象。

Q: 市民活動中の事故等で第三者へ損害を与えた場合の示談等は？

A: 市も保険会社も法的に関与不可で、加害者と被害者の当事者間の解決を要します。ただし、保険会社は事故の処理について相談に乗ることや、示談金や賠償金の算定へのアドバイス等についての対応はできます。

Q: 今まで加入していた他の保険は不要か？

A: 本制度の対象活動や補償内容は、それぞれの団体が独自で加入されていた保険と全く同じではありません。内容を比較して必要であれば他の保険加入も継続ください。

4 外国人への対応

市には令和4年4月1日現在で、2216世帯／4546人の外国籍の方が住民登録をされていて、多い順に、中国、ベトナム、フィリピン、パキスタン、韓国、タイの人々となります。時には価値観や生活習慣が違うことから近所とのトラブルになることもあります。排他的になるのではなく多文化共生社会で生活していく住民同士という気持ちで、地域生活のルールを説明しながら相互理解を深めていくことが大切です。また、世界の人々の中には地震を経験したことが無いという人もいますので、災害時にパニックを起こさないで自分を守る行動を取れるように周囲からの災害教育も必要です。下記情報の件、または、お困りのことがありましたらご連絡ください。

(市民参加推進課 男女共同参画・国際担当 内線 2877)

【市役所等で提供している情報】

(1) 春日部市多言語マップ

日本語に加え、英語、中国語、韓国・朝鮮語の表記を併用して、避難場所、公共施設の場所、学校、幼稚園・保育園、主要病院等の場所を地図上に表示しています。

(2) 携帯アプリ

自治体国際化協会の作成する「多言語生活情報アプリ」(iOS/Android 対応)では、外国の方にとって日常生活や災害時に役立つ情報を14言語で提供しています。

(3) 外国語による電話通訳

外国人総合相談センター埼玉(☎048-833-3296)では、日本語が分からない人が市役所などの公共機関で手続きする際の電話仲介通訳のサービスを行います。他にも労働や法律分野の専門相談も事前予約制で受け付けています。

(対応言語: 英語、スペイン語、中国語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語、やさしい日本語)

(4) 外国人のための日本語教室

春日部市国際交流協会(KIFA)が開催する日本語の読み書き会話の教室で、いつでも無料で参加できます。日本語が分からないままでの生活では、利益を得られないばかりか不利益を被ることも考えられます。また、生活を支える仕事に就くことも困難なものになります。日本語の得意でない住民がいましたら、ぜひ、紹介してほしい情報の一つです。教室内容や開催状況等の詳細は、市民参加推進課へ問合せください。

- ・中央公民館(八木崎駅近く) ➡木曜日の午後7時～9時／土曜日の午後2時～4時
- ・庄和地区公民館(正風館) ➡火曜日の午前10時15分～11時45分
水曜日の午後7時15分～8時45分

【英語版資料】

続くページに掲載 ➡町内会・自治会／ゴミの分別と収集日／油を捨てるとき

ちょうないかい じちかい

町内会・自治会

「町内会」や「自治会」とは、住んでいる人たちがつくる地域のコミュニティ団体で、日本ではどこにでもあり、地域では以下のようなことをしています。

- 役所などからの情報の載った回覧板をまわす
- 防犯活動、防災訓練
- 親睦を深めるための行事やイベント

こうした町内会や自治会の活動は、住民の会費で運営されていますが、外国籍の住民でも加入できます。どうやって自治会の会員になるかを近所の人に聞いてみてください。

Neighborhood and residents' associations

Neighborhood / residents' association, or town community, called “Cho-nai-kai” or “jichi-kai” is very common at any town in Japan. Followings are their activities.

- * Pass on the local circular/notice board “Kairan-ban” to give the information from municipal offices.
- * Security activities against crimes, disaster prevention training.
- * Festivals or events to create opportunities for people in neighborhood to socialize with each other.

The community runs at membership fee though, foreign residents are also welcome at anytime. You may ask your neighbors how you can join the community.

ごみの分別と収集日

ゴミは種類によって数種類に分別されなければならない、これらのゴミの収集日も種類ごとに決まっています。ですので、収集日やゴミの分け方が示された(無料の)カレンダーを市役所や近くの公民館でもらってください。また、ゴミ集積場が近所の人々によりきれいに保たれていることを理解いただき、いつも次の事に気をつけ、ご近所さんと仲良く生活してください。



Garbage Sorting and Collection day

Garbage must be sorted into several kinds, and collection day is different depending on the type of garbage. You can get the (free) garbage calendar at City Hall or Community Centers.

The calendar shows collection days and the way of sorting. Always remember that collection area is kept clean by the people in the neighborhood, and keep in mind following points to make good relationship with neighbors.

- ① ゴミ出しの日時
- ② 利用できるゴミ集積場の場所
- ③ 燃えるゴミと燃えないゴミの分別
- ④ 資源ごみの分別（ビン、カン、ペットボトル、古新聞など）
- ⑤ 粗大ゴミ収集は、事前の依頼が必要かつ別料金がかかります。
環境センター（☎734-2111）へ電話してください。
- ⑥ 収集されない特定のゴミは絶対に出さないでください。法律に基づき取り締まられます。
- ⑦ ゴミを減らし、再利用やリサイクルに協力ください。

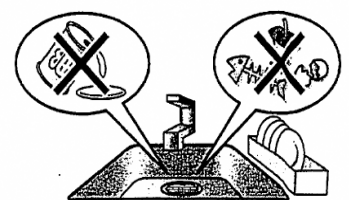
- ① Day and time you can put out your garbage.
- ② Place(Collection area) you can put out your garbage.
- ③ Sorting into combustible and non-combustible.
- ④ Sorting among recyclable resources (glass bottles, cans, PET-plastic bottles, old newspapers, etc.)
- ⑤ For oversized garbage, you should pay some extra for it.
Make contact to the city sanitation office in advance. (☎048-734-2111)
- ⑥ Never dispose of specific garbage that is not collected. Or you may be banned by law.
- ⑦ Please reduce the amount of garbage and cooperate with reuse and recycling.

油を捨てるとき

台所の流しにゴミや油を絶対に流さないでください。さもなければ、排水管を詰まらせてしまいます。賃貸物件に住んでいても、詰まった排管の修復はたいていの場合には住んでいる人の負担になります。そうならないようにするには、新聞紙や使い古しの布などを用意して、油や油脂をこれにしみ込ませ、燃えるゴミと一緒に捨ててください。

Disposing Oil or Grease

Never flush any garbage, grease and oil down the drain, or the drainage pipe would be stuck. The restoration of the clogged pipe is usually at your cost even living in a lease room or house. When disposing oil, prepare some old newspaper or rug, and let oil soak into paper. Then you can take it out as combustible garbage.



5 虐待等の 社会問題への 対応

暴力・虐待問題は地域だけではなく、家庭の中でも発生します。心身が傷つくばかりか、人命が犠牲になる痛ましい事件も後を絶ちません。児童虐待や高齢者虐待、ドメスティック・バイオレンス(配偶者等からの暴力)、障がい者虐待は、各法律により犯罪行為として罰せられます。相談を受けた人は、直接、相談機関に連絡するか、または当事者から思い切って相談することを強く勧めてください。

① 児童虐待

親や養育者が子どもに危害を加えたり、不適切な育て方をしたりすることを児童虐待と呼び、「児童虐待の防止等に関する法律」で禁止された行為です。

児童虐待の4つのタイプ ～「しつけのつもり」でも暴力は虐待です～

身体的虐待

- 殴る・蹴る・叩く・投げ落とすなどの暴力
- 激しく揺さぶる
- やけどを負わせる
- 溺れさせる
- 首を絞める
- 戸外に閉め出す など

ネグレクト（保護の怠慢・養育の放棄）

- 家に閉じ込める（学校に登校させない）
- 食事を与えない
- ひどく不潔にする
- 重い病気になったりケガをしても病院に連れて行かない
- 子どもを家に残したまま外出する など

心理的虐待

- 子どもの目の前で夫婦喧嘩やDV
- 無視・拒否的な態度を取る
- 罵声を浴びせる・怒鳴る
- きょうだい間での極端な差別的な扱い
- 言葉による脅し など

性的虐待

- 子どもへの性的行為の強要
- 性器や性的行為を見せる
- 性器を触る・触らせる
- ポルノグラフィの被写体にする など

● 「しつけ」と「虐待」は違います

多くの場合、虐待している親は自分の行為を「しつけ」だと主張します。しかし、親が「しつけ」だと思っていなくても、その行為が子どもの心身を傷つけるものであれば「虐待」になります。子どもの成長段階を無視した要求で、子どもが苦痛を感じないようにしましょう。子どもが今までできなかったことができるようになったら、どんなに小さなことでも必ず褒めてあげましょう。愛情を持って向き合うことが大切です。

● 児童虐待に関する連絡(通告)・相談先

「虐待かな?はつきりしないけど気になる」など、迷う時も連絡してください。どんなにささいなことでも構いませんので、子どもたちのために、まずは次の機関へご一報ください。勇気ある連絡が子どもの生命や権利を守ることになります。(連絡した人が特定されないように、秘密は守られます。)

～気になることがあれば、迷わずご連絡ください～

① 連絡(通告)機関		連絡(通告)先	受付日時
春日部市	こども相談課	☎ 736-1111 (内線 2764～66)	(祝休日、年末年始を除く) 月～金曜日 8:30～17:15
	庄和総合支所 福祉・健康保険担当	☎ 746-1111 (内線 7044～47)	
越谷児童相談所		☎ 048-975-4152	(祝休日、年末年始を除く) 月～金曜日 8:30～18:15
児童相談所虐待対応ダイヤル		☎ 189 (いちはやく)	24時間対応 (一部のIP電話からはつながりません)
埼玉県虐待通報ダイヤル		☎ #7171 (ないない)	24時間対応 (つながらない場合は ☎ 048-762-7533)
春日部警察署		☎ 734-0110	24時間対応

児童虐待の相談先(前掲以外の児童虐待に関する相談先です)

② 相談機関	連絡先	受付日時
家庭児童相談室 (市役所1階)	☎ 736-1111 (内線 2581)	(祝休日、年末年始を除く) 月～金曜日 10:00～正午、13:00～16:00
児童相談所 相談専用ダイヤル	☎ 0120-189-783 (いちはやく・おなやみを)	24時間対応
NPO 法人埼玉子どもを 虐待から守る会	☎ 048-835-2699	(祝休日、年末年始を除く) 月～金曜日 10:00～16:00

児童虐待防止全国ネットワークではオレンジリボン運動を推進中。

「オレンジリボン運動」でホームページを検索、または <http://www.orangeribbon.jp/>

② ドメスティック・バイオレンス(DV)

夫や恋人など親密な関係にある男女の間で起きる、殴る・蹴るなどの身体的暴力、言葉などによる精神的な暴力、性行為の強要などの性的暴力、生活費を渡さないなど経済的暴力のことをDVと言い、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」で禁止された行為です。

● 「DVなんて夫婦喧嘩じゃないの?」「嫌なら逃げればいいのに…」

DVについて、このような声がささやかれることがあります。DVは優しくなるハネムーン期から、ストレスを溜める蓄積期、暴力を振るう爆発期、そしてまた優しくなるといった3つの場面からなるサイクル(周期)があると言われていています。DVの被害者は、暴力への恐怖心や逃げることができない状態が続くことにより、次第に何をやっても無駄だという無力感に襲われたり、治るかもしれない・私が悪いからだという心理状態に陥り、抜け出すことができない状態に追い込まれていくのです。もし、あなたがDVについて相談されたら、相談者に次の機関をご紹介ください。

連絡(通告)機関	受付日時
春日部市男女共同 参画推進センター (ハーモニー春日部) ☎ 731-3333	【女性の相談】 ・女性総合相談(予約可)※電話・面接相談 月・火・水・金曜日 10:00～15:00 ・女性のからだ・母乳・育児相談(予約可)※電話・面接相談 木曜日 13:00～16:00 ・女性のカウンセリング相談(予約可)※面接相談 第1・2・3 土曜日 12:00～16:00 ・女性のための法律相談(当月1日から予約可)※面接相談 第4 土曜日 13:00～16:00
	【男性の相談】 男性のための相談 (前月1日から予約可)※電話相談可 第1日曜日 13:00～16:00
婦人相談センター DV相談担当 ☎ 048-863-6060	月～土曜日 9:30～20:30 日曜日・祝日 9:30～17:00(12月29日～1月3日は除く)
春日部警察署 ☎ 734-0110	《一般相談》月～金曜日 8:30～16:15(祝日、年末年始を除く) 《緊急時》毎日24時間対応
内閣府 DV相談+(プラス) ☎ 0120-279-889	電話・メール 24時間受付 チャット相談 12:00～22:00 (多言語対応)
	ホームページ QRコード 

③ 高齢者の虐待防止・見守り

高齢の親に対して子が虐待を繰り返す行為や、「振り込め詐欺」などの悪質な犯罪が増えています。さらに、核家族化により、高齢者のみの世帯、特に単身高齢者世帯が急速に増えてきており、高齢者の孤独死が社会問題となっています。

高齢者虐待については「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、第一発見者に対する通報の義務化とともに、市町村においては必要な調査をすることが可能になりました。実際に地域において普段から高齢者に対する見守り活動を継続していたため、被害を最小限に食い止めることができたというケースもあります。日頃から高齢者虐待等の早期発見と見守り体制の強化を図ることが大変重要となっています。

● 高齢者虐待とは

高齢者虐待は、高齢者と何らかの人間関係がある者が高齢者に対して身体的・性的・心理的・あるいは経済的に危害を加えるもので、これらには放置や世話の放棄などネグレクトと呼ばれる行為も含まれます。これらの行為は、高齢者の心身に深い傷を負わせ、高齢者の人権を損なう深刻な問題であり、時には犯罪になることもあります。

虐待自体は家庭内など「密室空間」で行われるため、「見えにくい」、「気づかれにくい」という特徴があり、また、虐待者側の問題として「虐待をしているという意識がない」、「虐待を認めたがらない」、「虐待を隠そうとする」、虐待をされる側の問題として「虐待者を意識してかばう」という傾向があります。

● 高齢者の見守りのために

まずは地域における自治会と高齢者とのふれあい交流事業などを通じて、閉じこもりがちな高齢者に対して生きがいを持っていただくよう働きかけをお願いします。また、日常的な活動の範囲内において、高齢者宅における虐待や消費者被害あるいは生活の異常など、不自然な状態を発見した場合には、次の機関へ状況を連絡ください。

連絡(通告)機関		連絡(通告)先	受付日時
春日部市	高齢者支援課	☎ 736-1111 (内線 7457~9)	(祝日、年末年始を除く) 月～金曜日 8:30~17:15
	庄和総合支所 福祉・健康保険担当	☎ 746-1111 (内線 7044~7)	平日夜間、土・日・祝日、年末年始の 緊急時は☎ 736-1111
	消費生活センター	☎ 736-1111 (内線 2830)	(祝日、年末年始を除く) 月～金曜日 10:00~16:00
春日部警察署		☎ 734-0110	(祝日、年末年始を除く) 月～金曜日 8:30~16:15 緊急時は(毎日)24時間対応

● 振り込め詐欺被害防止のために

振り込め詐欺犯人からの電話は、いつ、誰に掛かってくるかわかりません。犯人は、息子や孫、警察官や市役所職員、銀行員などあらゆる者になりすまして相手を騙そうとします。「電話番号が変わった」と言われたときには、電話を切った後に元の電話番号にかけて確認しましょう。市役所職員や警察官からの電話の場合、自分で官公署の電話番号を調べて折り返し電話して確認しましょう。(次ページに続く→)

被害防止には、通話録音装置や留守番電話機能、ナンバーディスプレイなどで相手を確認してから電話を掛け直すことも有効です。また、日頃の家族内コミュニケーションや、直ぐに相談をすることができる地域環境を醸成することも大切です。

連絡(通告)機関	連絡(通告)先	受付日時
春日部警察署	☎ 734-0110	(祝日、年末年始を除く)月～金曜日 8:30～16:15 緊急時は(毎日)24時間対応
警察総合相談センター	☎ #9110	(祝日、年末年始を除く)月～金曜日 8:30～17:15

④ 障がい者虐待

障がい者虐待は、障がいのある人と何らかの人間関係にある者が、障がいのある人に対して、児童虐待や高齢者虐待同様、主に身体的・心理的虐待やネグレクト(放置・放棄)を繰り返すなど、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」で禁止された行為です。障がい者虐待(疑いを含む)を発見したときは、次の機関に状況を連絡ください。

連絡(通告)機関	連絡(通告)先	受付日時
春日部市	障がい者支援課	☎ 736-1111 (内線 2544～7)
	庄和総合支所 福祉・健康保険担当	☎ 746-1111 (内線 7044～7)
春日部警察署	☎ 734-0110	(祝日、年末年始を除く) 月～金曜日 8:30～16:15 緊急時は(毎日)24時間対応
埼玉県虐待通報ダイヤル	☎ #7171 つながらない場合は、 ☎ 048-762-7533	24時間対応

※ 生命に重大な危険があるなど緊急の場合は110番へ

【その他の犯罪や災害、急変事態への対応】

- 災害発生時の安否確認 → 災害用伝言ダイヤル ☎ 171
- 急病時の相談・医療機関の案内 → 埼玉県救急電話相談 ☎ #7119
- 性犯罪被害の相談 → 性犯罪被害相談電話 ☎ #8103(ハートさん)
- 契約、悪質商法等の相談 (最寄りの消費生活センター等を案内)
→ 消費者ホットライン ☎ 188(いやや!)

6 自治会に関わる各課の事業

【業務委託】

1. 行政連絡等業務委託

対象団体	自治会連合会加盟自治会
内 容	市民への円滑な情報伝達(広報紙等の配布)を図るため、市と自治会連合会で広報紙等の配布に関する業務委託契約を結び、委託料が連合会から各自治会に分配されます。業務は、広報かすかべ年12回、議会だより年4回、青少年育成春日部市民会議機関紙「いくせい」、シルバー人材センター機関紙、男女共同参画情報誌「ハーモニー」、自治会連合会会報、ゴミリレーションカレンダー等年1回の配布、その他募金等の回覧等、通年を通して実施されます。 ●委託料:1自治会あたり5万円+650円×世帯数
担 当	市民参加推進課 市民参加推進担当(内線 2875・2876)

【各種支援制度】

1. 集会所施設整備補助金

対象団体	自治会等
内 容	集会所施設整備事業を行う自治会等に対し補助金を交付し、地域の一体感の醸成及び共通課題解決を図ります。 ●対象となる事業:コミュニティ活動の拠点となる施設の整備であって、ソフト事業を組み合わせて効果的に実施する事業。施設整備は、新築の他、既存施設の改築を含む。 ●補助率及び補助限度額 (1) 補助率2/3以内で限度額500万円 (2) 補助率3/4以内で限度額800万円(当該事業が、埼玉県のと綱に基づく補助金の交付を受ける場合)
申請時期	建設予定年の2年前からの事前協議が必要です。
担 当	市民参加推進課 市民参加推進担当(内線 2875・2876)

2. コミュニティ助成事業

対象団体	自治会等のコミュニティ組織((2)は認可地縁団体対象)
内 容	コミュニティ活動の健全な発展を図るため、財団法人自治総合センターが決定した事業に対し助成金を交付します。 (1) 一般コミュニティ助成事業(集会所施設の備品整備等) 100万円～250万円 (2) コミュニティセンター助成事業(コミュニティセンター等の建設整備。建築基準法2条14号・5号規定の大規模修繕含む) 総事業費の3/5以内で限度額1,500万円 (3) 青少年健全育成助成事業(スポーツ・文化・イベント等の事業) 30万円～100万円
申請時期	申請前に事前協議が必要です。但し、一般コミュニティ助成事業は新規の要望受付を見合わせています。
担 当	(1)(2)市民参加推進課 市民参加推進担当(内線 2875・2876) (3)社会教育課 青少年教育担当(内線 4817・4818)

3. 耐震改修等事業補助金

対象団体	自主防災組織を設立している自治会連合会加盟自治会
内 容	自治会等が管理し、非常用物資の備蓄機能を兼ね備え、災害時の一時避難等の対応が可能である集会所等を耐震化する際の補助金。 ●補助対象となる建物 : 昭和56年5月31日以前に建築された旧耐震建築物の地区集会所等(春日部市自治会連合会に加入し、春日部市自主防災組織を設立している者が管理している集会所など。非常用物資の備蓄機能を兼ね備え、災害時の一時避難の対応が可能であることが必要。) ●補助率及び補助限度額 ・耐震診断: 要した費用の2/3で限度額5万円 ・耐震補強: 要した費用の23%で限度額40万円
申請時期	通年(申請前に事前協議が必要)
担 当	建築課 建築総務担当(内線 3618)

4. 自主防災組織育成事業補助金

対象団体	自治会連合会加盟自治会が設立する自主防災組織
内 容	自主防災訓練を実施した場合、防災意識の高揚と防災活動の技術向上を目的に、自主防災組織の活動に必要な防災資機材等の整備に対して、補助金を交付します。(随時申請) ①設立補助 : 自治会が新たに自主防災組織を設立する際に、必要な防災資機材等の整備に関する補助金交付。 ②一般補助 : 必要な防災資機材等の整備に関し、世帯数に応じた補助金交付。 ③特別補助 : 一組織一度限りの、高額な単一防災資機材等の整備に関する補助金交付。
担 当	防災対策課 防災対策担当(内線 2345)

5. 自主防災訓練支援事業

対象団体	自治会連合会加盟自治会が設立する自主防災組織等
内 容	地域の特性や住宅環境を加味して訓練メニューを選択し、それぞれの組織にあった訓練の実施を支援し、地域の防災力向上を図ります。(随時実施)
担 当	防災対策課 防災対策担当(内線 2345)

6. 災害時要援護者避難支援制度

対象団体	制度を導入している自治会連合会加盟自治会
内 容	災害時において自身や家族の力だけでは避難が困難な方を、自治会等の地域の助け合いにより避難を支援します。支援を希望する方から登録届出を受け付け、情報を自治会等に提供。自治会は個別支援計画書を作成し、日頃からの協力関係を築き、災害時には安否確認及び避難誘導等の避難支援を行います。(随時実施)
担 当	防災対策課 防災対策担当(内線 2342)

7. 防犯対策事業

対象団体	自治会連合会加盟自治会
内 容	防犯活動に携わる自主防犯組織活動者の把握及び内容に応じた支援をします。自治会長及び防犯団体代表者あてに防犯活動団体登録申請書・自主防犯活動団体活動員名簿等の提出を依頼。また、自主防犯組織活動者へのボランティア保険適用及び物品配布等。(随時実施)
担 当	交通防犯課 防犯・消費生活担当(内線 2827)

8. 市民体育祭地区大会

対象団体	粕壁地区・内牧地区・武里地区・豊春地区・幸松地区・豊野地区・庄和地区・団地区の各地区実行委員会
内 容	コロナ禍において創意工夫し、スポーツ・レクリエーションを通して市民相互の親睦を深め、明るく楽しい文化的な生活の向上を図ります。市民体育祭実行委員会と業務委託契約を締結し、例年10月に開催される地区体育祭を主催する地区実行委員会に委託金を分配します。
担 当	スポーツ推進課 スポーツ推進担当(内線 4855・4858)

【市からの情報提供】

1. 古利根川清掃

対象団体	古利根川流域の自治会等
内 容	市域古利根川両岸を河川近隣の自治会・各種団体・事業所などが協力して一斉に河川清掃をするイベントへの参加と、各戸へ開催チラシの配布を依頼します。
実施時期	3月の第1日曜日
担 当	市民参加推進課 市民参加推進担当(内線 2875・2876)

2. 「春のクリーンデー」市内一斉清掃

対象団体	自治会連合会加盟自治会等
内 容	環境美化清掃活動及び啓発活動の実施計画書の作成、一斉清掃への参加。
実施時期	毎年、5月の最終日曜日、午前9時より2時間程度
担 当	リサイクル推進課 リサイクル推進担当(内線 7735)

3. 江戸川クリーン大作戦

対象団体	庄和地区の江戸川流域の自治会
内 容	河川敷のゴミを一斉清掃し河川を常に美しく保ち、正しく安全に利用する運動を推進します。江戸川右岸(春日部市)河川敷の清掃協力を依頼します。
実施時期	毎年、5月の最終日曜日、午前9時より約2時間実施
担 当	河川課 河川維持担当(内線 3466・3467)

4. 道路側溝清掃の汚泥収集袋配布

対象団体	自治会連合会加盟自治会
内 容	道路側溝清掃による汚泥回収に使う土のう袋を、随時、無料配布しています。
担 当	道路管理課 道路維持担当(内線 3422)

5. 資源回収団体奨励金交付制度

対象団体	自治会等のコミュニティ組織のうち諸要件を満たす団体
内 容	家庭廃棄物の中から再利用が可能な下記の資源物を集団で回収する市民団体(諸要件あり/要事前登録)に対し、奨励金を交付します。 <ul style="list-style-type: none"> ●金属類…アルミ缶、スチール缶、鉄くずなど ●びん類…酒・しょう油・ビールびん、その他あきびん類 ●紙類…新聞、チラシ、雑誌、ダンボール、牛乳パック、雑がみなど ●布類…古着、布など ●奨励金:資源物1キログラム当たり2.5円(1キログラム未満は切り捨て。)
申請時期	申請時期ごとに提出期限あり。年度末申請は3月31日まで(厳守)。
担 当	リサイクル推進課 リサイクル推進担当(内線 7735)

6. 夏季展示

対象団体	自治会連合会加盟自治会
内 容	郷土資料館の夏季展示会を周知するポスターの掲示、パンフレットの回覧を依頼します。
実施時期	7月中旬
担 当	文化財保護課 郷土資料館(内線 4839)

7. 放課後子ども教室

対象団体	市内小学校区・義務教育学区の自治会
内 容	放課後等に学校施設等を活用し、スポーツ・文化活動や地域の方々との交流活動等の機会を希望児童に提供する「放課後子ども教室」の、地域ボランティアの募集および教室運営の協力を依頼します。
実施時期	通年(実施する小学校区・義務教育学区により実施時期が異なる)
担 当	社会教育課 青少年教育担当(内線 4817)

8. 「文化財防火デー」防災訓練

対象団体	当該年度に実施する自治会
内 容	地域ぐるみ、住民ぐるみの文化財愛護と防災意識の高揚を図るため、地域の文化遺産を対象に実施する防災訓練への参加及びチラシの回覧を依頼します。
実施時期	1月下旬
担 当	文化財保護課 文化財担当(内線 4834)

9. 春日部市立学校 学校選択制度（庄和地域のみ）

対象団体	庄和地区の自治会
内 容	庄和地域の保護者に市立学校の学校選択制度をお知らせするチラシの配布を依頼します。
実施時期	お知らせ(チラシ)の配付時期:5月・8月 広報同時配付 学校選択制度の申請時期:8月中旬～9月中旬
担 当	学務課 学事担当(内線 4734)

10. 不審者対策

対象団体	自治会連合会加盟自治会
目 的 内 容	不審者から児童生徒の安全を守るため、各学校が夏季休業日前に自治会長、地域の方及び保護者に不審者対策に関する文書を配布します。(教育委員会、小・中・義務教育学校、小・中・義務教育学校PTA、自治会連合会、春日部警察の連名)
実施時期	7月
担 当	指導課 指導担当(内線 4745)

11. 市民アカデミー

対象団体	自治会連合会加盟自治会
内 容	社会教育に関する講演や人権啓発及び生涯学習の発表を行う「市民アカデミー」への参加を依頼します。
実施時期	10月
担 当	社会教育課 社会教育担当(内線 4815)

【各種委員の推薦】

1. クリーンかすかべ推進員

対象団体	自治会連合会加盟自治会等
内 容	廃棄物の減量・資源化の促進を図るため、廃棄物の適正な処理の普及・啓発を行うクリーンかすかべ推進員を委嘱するにあたり、各自治会等から1人の推薦について、依頼します。ただし、2人以上の推薦を希望する場合はこの限りではありません。また、任期内に推進員を変更等する場合は、選任(変更)届を提出してください。 ●推薦時期:2年毎の3月 ●任期:2年 ●報酬等:なし
担 当	リサイクル推進課 リサイクル推進担当(内線 7735)

2. 国勢調査事務事業

対象団体	自治会連合会加盟自治会
内 容	調査の円滑実施のため、調査書類の配布、記入依頼、調査票の回収を行う調査員の推薦を依頼します。対象団体全体に対して約1000人(人数は自治会によって変動。) ●推薦時期:令和7年4月頃(推薦期限5月末日) ●任期:令和7年8月下旬から10月下旬の2ヵ月間 ●報酬等:あり(国で定められた金額で、世帯数等によって変動。)
実施時期	5年ごと(令和7年実施予定)
担 当	市政情報課 統計担当(内線 2862)

3. 民生委員・児童委員、主任児童委員候補者

対象団体	自治会連合会加盟自治会
内 容	民生委員・児童委員候補者については担当区域に該当する各自治会長あてに、主任児童委員候補者については各地区連合会長あてに、選出を依頼します。 ●推薦時期:一斉改選時及び任期途中で欠員が生じた時(市内定数347名) ●任期:3年 ●報酬等:なし
担 当	生活支援課 社会福祉担当(内線 2514)

4. 地域防犯推進委員

対象団体	自治会連合会加盟自治会
内 容	地域と連携を図りなら防犯活動を推進し、事件・事故等の未然防止と地域の平穏・安全のため、自治会内の世帯数に応じ地域防犯推進委員の推薦を依頼します。 ●推薦時期:2年ごとの4月 ●任期:2年 ●報酬等:なし
担 当	春日部市防犯協会(事務局:春日部警察署生活安全課)

5. 春日部市自主防災組織連絡協議会役員

対象団体	自治会連合会加盟自治会が設立する自主防災組織
内 容	協議会事業や防災活動の推進、また、自主防災組織相互の連携を密にして交流と情報交換を図るため、各地区自治会連合会から役員として自主防災組織の代表者及び防災士1名ずつの選出を依頼します。 ●推薦時期:2年ごとの10月 ●任期:2年 ●報酬等:なし
担 当	春日部市自主防災組織連絡協議会(事務局:防災対策課 防災対策担当 内線 2342)

【募金のお願い】

1. 「愛の募金」

対象団体	自治会連合会加盟自治会
内 容	春日部地区更生保護女性会も参加し、毎年7月に法務省が主唱して実施される“社会を明るくする運動”での「愛の募金運動」に際し、県更生保護女性連盟からのチラシの配布を依頼します。（「愛の募金」については県更生保護女性連盟☎048-863-5788 へ。）
募集時期	7月～8月中
担 当	生活支援課 社会福祉担当(内線 2516)

2. 日本赤十字社埼玉県支部「赤十字会員増強運動」(埼玉県内)

対象団体	自治会連合会加盟自治会
内 容	災害による国内外の被災者支援等を主な活動としている赤十字社について説明会を開催し、各世帯に活動資金(寄付)の協力をお願いします。
募集時期	各地区説明会終了後～6月中
担 当	生活支援課 社会福祉担当(内線 2516)

3. 赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金

対象団体	自治会連合会加盟自治会
内 容	民間の社会福祉活動の推進を図るため、9月下旬に各自治会へ募金の協力を依頼します。
募集時期	10月～3月中
担 当	社会福祉協議会 総務担当(☎ 762-1081)

4. 社会福祉協議会 会員会費

対象団体	自治会連合会加盟自治会
内 容	「誰もが住みやすいまちづくり」を推進するため、各自治会に社協会員会費への協力を依頼します。
募集時期	各地区説明会終了後～6月中
担 当	社会福祉協議会 総務担当(☎ 762-1081)

5. 「緑の募金」

対象団体	自治会連合会加盟自治会
内 容	緑に親しみ健全で豊かな心育む環境づくり、快適で住み良い緑豊かなまちづくりを進めるため、「緑の募金(家庭募金)」への協力を依頼します。
募集時期	毎年5月に実施
担 当	公園緑地課 公園管理担当(内線 7092)

【注意点】募金への協力に関して

募金等は個人の自由意志に基づく行いです。しかしながら自治会活動の負担軽減のために、事実上、募金額を含む自治会費を集め、一括集金された自治会費から募金の一括納付が多く行われますが、総会で予算案(一括募金)が承認されたとしても、あくまでもどのような募金に応じるかは個人の権利に属するものであることから、自治会による強制(相手の意に反する説得)はできないという点に留意ください(大阪高裁 H19.8.24 判決)。

この場合には、募金額相当分を含まない自治会費を徴収するなどの柔軟な配慮が求められます。

7 「新しい生活様式」での自治会活動について

自治会活動は、地域住民の親睦や防災・防犯、安全・安心な環境作りなど、大変重要な役割を担っています。一方で、活動の内容によっては、人が集まり、お互いに密接する場面が生じることから、新型コロナウイルス感染症への感染の不安を感じる地域住民の皆さんは少なくありません。イベントや会議を開催する際は「3密」を避け、こまめな換気や消毒をするなど「新しい生活様式」を踏まえ、感染拡大防止策を講じながら活動する必要があります。特に、以下のような…

- ① 調理・会食を伴う活動、
 - ② 密接が避けられない活動、
 - ③ 呼気が激しくなるような運動を多人数で室内で行う活動（例：踊り・体操など）
 - ④ 密閉した部屋で大きな声を出すことや歌う活動（例：合唱・カラオケ・民謡など）
- …といった感染リスクが高い活動のほか、高齢者、持病がある方など重症化するリスクが高い方が参加するイベントについては、特に注意していただき、感染症対策が十分に実施できない場合には、中止や延期等も含め検討をお願いします。

また、イベントや会議などの実施にあたっては、「活動の必要性」や「実施する上での対策」などを十分に地域住民へ周知し、理解と協力を得た上での活動が望まれます。

活動を行う上での基本的事項

1 感染防止の3つの基本

- (1) 身体的距離を確保しましょう。（できるだけ2m（最低1m）以上）
会話する際は可能な限り真正面を避けましょう。
- (2) マスクの着用を徹底しましょう。（ただし、熱中症などにも十分注意）
- (3) 手洗いや手指の消毒を徹底しましょう。

2 「3密」の回避

- (1) 密閉しない
窓がない等、こまめな換気ができない場所での活動は避けましょう。
- (2) 密集しない
多くの人が集まったり、少人数でも近い距離で集まったりすることはしない。
- (3) 密接しない
至近距離での会話や発声をすることは避けましょう。

各種活動事例における具体的な留意点

各種活動事例における具体的な留意点をお示しします。なお、記載の活動はあくまで一例となりますので、各自治会の活動内容に応じて、適宜、感染拡大防止に努めてください。

1 定期総会、各種会議の開催例

- ▶総会などは、書面開催や委任状の利用、開催日の複数設定による分散開催など、最小限の人数で開催する。
- ▶座席の間隔をできるだけ2メートル以上空ける。
- ▶対面座席は避け、マスクの着用や防護シートの設置などにより、飛沫感染を防ぐ。
- ▶換気をこまめに行い、会議は短時間で行う。
- ▶定例会の回数自体を減らす。
- ▶ZOOM（ズーム）等のリモート会議システムや、LINE（ライン）等のソーシャルメディアを使った打ち合わせを活用する。

2 会費等の集金の一例

- ▶月々の集金ではなく、数か月に1度など、可能な限り回数を減らす。
- ▶訪問時はマスクを着用し、金銭受け渡しの前後は手洗いを徹底する。
- ▶口座振り込みの導入等により、対面でのやり取りを避ける。

3 回覧板・チラシ配布の一例

- ▶対面による手渡しは避け、郵便受けに入れる。
- ▶受け渡しの前後には手洗い又は消毒を行う。
- ▶地域活動の告知等を行う場合は、実施にあたっての感染防止策を明記するなど参加者の理解を得るようにする。

4 地域の祭やイベント等の事業活動の一例

- ▶参加者を把握するために受付表を用意して、事後に感染陽性者が出た場合に、速やかに関係者や参加者に連絡ができるようにする。
- ▶参加者に、埼玉県 LINE（ライン） コロナお知らせシステムや新型コロナウイルス接触確認アプリ“COCOA（ココア）”等を活用するよう案内する。
- ▶活動の前には、参加者の検温や体調確認を徹底する。
- ▶密状態を避けることのできる会場設定と、十分な換気に配慮する。
- ▶参加者の距離が近くなる場合は、アクリル板やシート等を用いて飛沫等による感染への対策を徹底する。

- ▶ 参集する人数を減らすために参加者や場所を入れ替えて複数回行うなど、分散開催とする。
- ▶ 会場での飲食は行わない。飲食物を配布・持ち帰りとする場合は食品衛生面に注意をする。
- ▶ 活動終了後は速やかに解散する。

5 市内・県内の自治会で見られた事例から

(役員会等の開催方法)

- ▶ 会場にパソコンを1台用意し、オンラインを希望する人にも参加できるようにした。
- ▶ 一堂に会する会議を改め、担当ごとに分散して少人数で開催した。
- ▶ 事前に会議資料を配布して各々が事前に目を通し、課題などへの自案を持ち寄ることで短時間の会議とした。

(回覧板を使用しない情報共有方法)

- ▶ スマートフォンで利用できるLINE(ライン)やマチコミ等を活用した情報共有の仕組みを作って、回覧板を回す回数を少なくした。
- ▶ 回覧板の受渡しに抵抗のある方々のために、屋外の掲示板での情報提供に力を入れた。

(防災訓練等)

- ▶ 電話だけで実施できる緊急連絡網を使った情報伝達訓練をした。
- ▶ 地域の危険箇所等を盛り込んだ防災マップを作成・配布し、感染対策の上でスタンプラリーを実施した。
- ▶ 各家庭でできる防災マニュアルを作成・配布し、自宅での防災対策を行う企画にした。

(その他の活動)

- ▶ 屋外で密にならず行える公園の清掃や草取り活動を、自由参加者や有志により行った。
- ▶ オンライン講演会を開催した。
- ▶ 夏祭りを“在宅盆踊り”として、YouTube(ユーチューブ)で生配信して楽しんでもらった。
- ▶ 屋外でドライブスルー型敬老会を企画して、抽選会と福祉相談会を行った。
- ▶ 高齢者見守り活動では、自宅でできる簡単な体操の手順書やクロスワードパズル等の印刷されたものを配布し、体と頭の体操による認知症予防に努めた。

▶▶▶ パソコンやスマートフォン等のインターネット通信を使った情報技術を活用することで、感染予防された自治会活動が実現したり、労力や時間をかけない新しい形での自治会活動が見えてきたりすることもあります。この際、現役世代の会員さんや会員の“お孫さん”等の知識や経験を借りてみてはどうでしょうか？また、春日部市市民活動センターではオンライン会議の始め方等についても相談をすることができます。

(同センター▶所在地：春日部市南 1-1-7 / 電話：048-731-3550)

▶▶▶ 地域や社会状況によって事情は変わります。各地域で、それぞれに相応しい活動の方法を一緒に考え、無理の無い範囲での自治会活動をお願いします。

オンライン会議や情報共有できる無料サービス等

会議関係

スマートフォンや（画面上部等に小さな撮影カメラ付きの）パソコンで、無料のアプリをインターネット経由で取り入れると、手軽な操作で相手の顔を見ながら通話できます。関係者が同時にアプリを使用して互いにつながっている状況では、簡易的なオンラインでの会議となります。スマートフォンやパソコンの画面は皆が同じものを共有することも可能です。チャット（文字やり取りの会話）機能も併用されているものもあります。（サービス内容の変更、無料・有料の条件の変更等、利用に際してはサービス提供者の最新情報を確認ください。）

◆LINE（ライン）

▶最大200人／時間制限無／チャット機能

◆Facebook（フェイスブック）の Messenger Rooms（メッセージャー・ルームス）

▶最大50人／時間制限無／チャット機能

◆Skype（スカイプ）の Meet Now（ミート・ナウ）

▶最大50人（実用25人程度）／4時間の時間制限／チャット機能／録画機能

◆Google Meet（グーグル・ミート）

▶最大100人／60分の時間制限／チャット機能

◆ZOOM（ズーム）

▶最大100人／40分の時間制限（2人利用や有料版は無制限）／チャット機能
／録画機能

◆Microsoft Teams（マイクロソフト・チームス）

▶最大100人／60分の時間制限／チャット機能有

回覧板・掲示板関係

◆チームルーム掲示板（価格コム）

▶掲示板の書き込みに PDF 画像とした資料の添付可能。

◆デジタル回覧板（㈱クレアンスメアード）

▶アンケート機能、資料の閲覧機能等もあります。

◆マチコミ（㈱ドリームエリア）

▶掲示板では50のグループ設定ができます。アンケート、カレンダー機能も。

こちらに記載してあるものはあくまで参考です。他にも多くのサービスが提供されていますので、地域の実情に応じてご検討ください。

（令和3年9月現在）

自治会活動の手引

令和4年5月 発行

編集 ● 春日部市 市民参加推進課

発行 ● 春日部市自治会連合会・春日部市

事務局 ● 〒344-8577 春日部市中央 6-2

電話 736-1111／内線 2875・2876